

平成28年9月6日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第59号	平成27年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第60号	平成27年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	2
議案第61号	平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	3
議案第62号	平成27年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	4
議案第63号	平成27年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	5
議案第64号	平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
議案第65号	平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	7
議案第66号	平成27年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	8
議案第67号	平成27年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	9
議案第68号	平成27年度秩父市水道事業決算の認定について……………	10
議案第69号	平成27年度秩父市立病院事業決算の認定について……………	11
議案第70号	市道の路線変更について……………	12
議案第71号	秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の 公営に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第72号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める 条例の一部を改正する条例……………	16
議案第73号	秩父市工場誘致条例の一部を改正する条例……………	18
議案第74号	秩父市文化財保護基金条例……………	19

議案第75号	平成28年度秩父市一般会計補正予算(第2回) ……………	21
議案第76号	平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第1回) ……………	29
議案第77号	平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回) ……………	36
議案第78号	平成28年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第1回) ……………	39
議案第79号	平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第1回) ……………	42
議案第80号	平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回) ……	45
議案第81号	平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第1回) ……………	48
議案第82号	平成28年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1回) ……	51
議案第83号	平成28年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算(第1回) ……………	54
議案第84号	平成28年度秩父市立病院事業会計補正予算(第1回) ……………	57
議案第85号	工事請負変更契約の締結について……………	58

議案第59号

平成27年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度秩父市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第60号

平成27年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成27年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第61号

平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第62号

平成27年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康



議案第 6 3 号

平成 2 7 年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成 2 7 年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員  
の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 2 8 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第64号

平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第65号

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第66号

平成27年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成27年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

議案第 67 号

平成 27 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 27 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 68 号

平成 27 年度秩父市水道事業決算の認定について

平成 27 年度秩父市水道事業決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 69 号

平成 27 年度秩父市立病院事業決算の認定について

平成 27 年度秩父市立病院事業決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第70号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点		重要な 経過地
		終 点		
大滝106号線	旧	秩父市大滝字大達原	5220番2地先	
		秩父市大滝字大達原	5205番1地先	
	新	秩父市大滝字大達原	5220番3地先	
		秩父市大滝字大達原	4505番4地先	

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

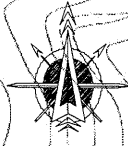
提案理由

路線を変更して管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により提出する。

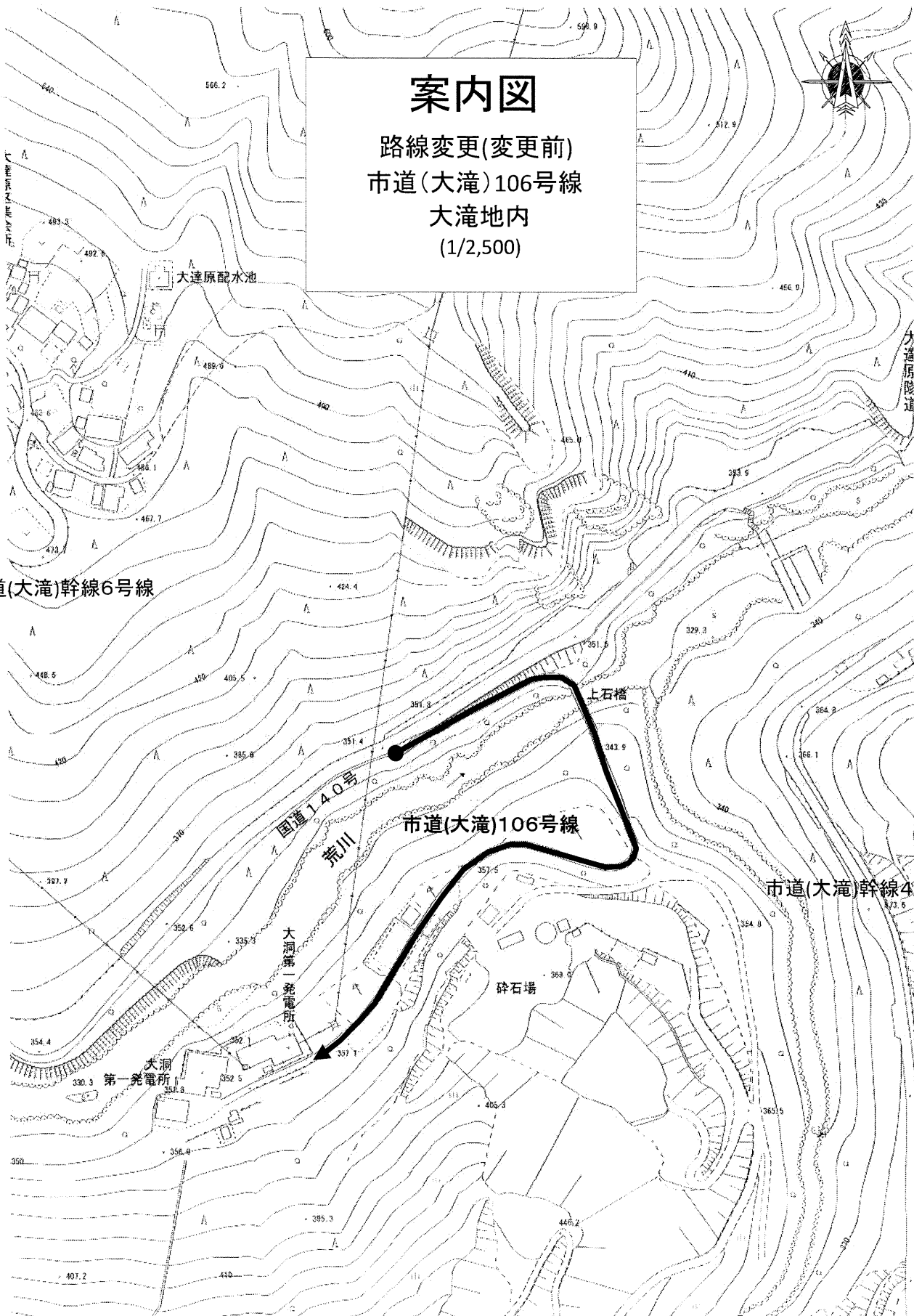


# 案内図

路線変更(変更前)  
市道(大滝)106号線  
大滝地内  
(1/2,500)



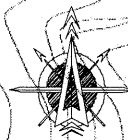
市道(大滝)幹線6号線



市道(大滝)幹線4号線

# 案内図

路線変更(変更後)  
市道(大滝)106号線  
大滝地内  
(1/2,500)

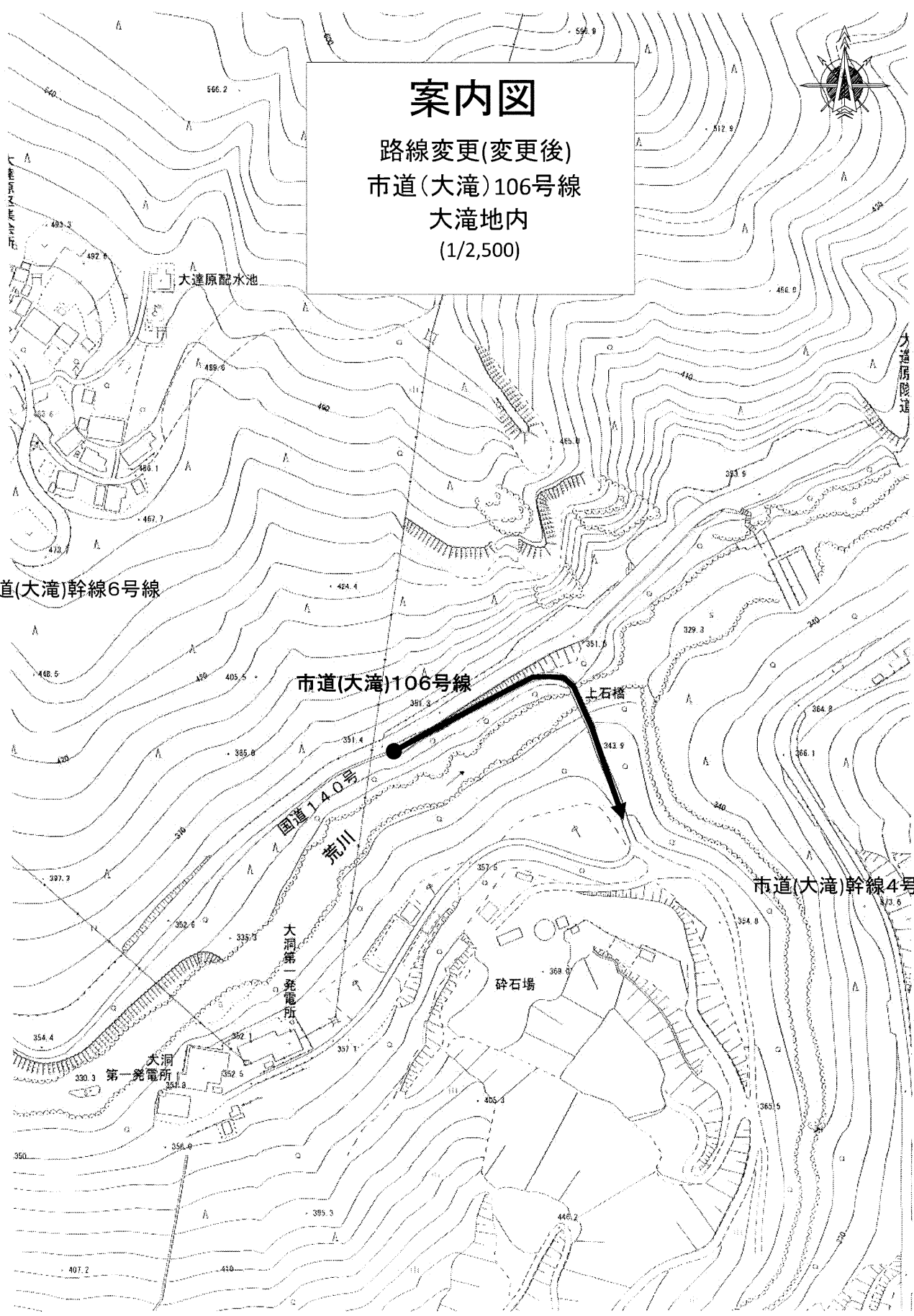


市道(大滝)幹線6号線

市道(大滝)106号線

上石橋

市道(大滝)幹線4号線



## 議案第71号

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年秩父市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第5号」を「法第143条第1項第5号」に改める。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条及び第10条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

### 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことにより、選挙運動用自動車の借入れに対し支払うべき金額等の限度額について同様の改正を行いたいため。

## 議案第72号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表第1第2の項中「及び当該年度分」を「、当該年度分」に改め、「の世帯」の次に「及び支給認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長である世帯」を加え、同表中「第1階層を除き、当該年度分の」を「第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 この表の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯に要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）がいる場合その他の規則で定める場合における利用者負担額は、同表により算定した額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

別表第1備考第3項中「算定された利用者負担額」を「算定した額」に改め、同表備考第4項を次のように改める。

4 この表、第2項及び前項の規定にかかわらず、支給認定保護者に複数の支給認定子ども等がいる場合その他の規則で定める場合における規則で定める支給認定子どもに係る利用者負担額は、同表又は第2項若しくは前項の規定により算定した額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

別表第2第1の項中「被保護世帯及び」を「被保護世帯、」に改め、「支援給付受給世帯」の次に「及び支給認定保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯」を加え、同表備考第3項を次のように改める。

3 この表の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯に要保護者がいる場合その他の規則で定める場合における利用者負担額は、同表により算定した額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

別表第2備考第4項中「算定された利用者負担額」を「算定した額」に改め、同表備考第5項を次のように改める。

5 この表、第3項及び前項の規定にかかわらず、支給認定保護者に複数の支給認定子ども等がいる場合その他の規則で定める場合における規則で定める

支給認定子どもに係る利用者負担額は、同表又は第3項若しくは前項の規定により算定した額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、平成28年4月以後の月分の利用者負担額並びに特定保育所、市立保育所及び市立幼稚園の保育料（以下「利用者負担額等」という。）について適用し、同年3月以前の月分の利用者負担額等については、なお従前の例による。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

提案理由

子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に迅速に対応するため、条例で規定していた支給認定保護者の属する世帯に要保護者がいる場合等における利用者負担額の軽減について規則で規定したいため。

議案第73号

秩父市工場誘致条例の一部を改正する条例

秩父市工場誘致条例（平成17年秩父市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「及び償却資産の取得」を「、償却資産の取得及び土地の造成」に改める。

第7条中「前条第3項各号に規定する限度額」を「前条第3項の規定」に、「2億円」を「5億円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秩父市工場誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請をした指定企業に対する奨励金Cについて適用し、同日前に指定の申請をした指定企業に対する奨励金Cについては、なお従前の例による。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

大型企業立地を対象とした優遇支援制度の拡充を図るため、投下固定資本額奨励金（奨励金C）の新設に係る大型特例による限度額を引き上げるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第74号

秩父市文化財保護基金条例

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用を図るため、秩父市文化財保護基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、文化財の保存及び活用に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

文化財の保存及び活用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、秩父市文化財保護基金を設置したいため。

余 白



議案第75号

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,734,173千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年9月6日提出

秩父市長 久喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		6,800,000	401,542	7,201,542
	1 地方交付税	6,800,000	401,542	7,201,542
12 分担金及び負担金		265,121	△646	264,475
	1 負担金	265,121	△646	264,475
14 国庫支出金		3,856,385	△12,961	3,843,424
	1 国庫負担金	2,703,379	335	2,703,714
	2 国庫補助金	1,138,137	△13,296	1,124,841
15 県支出金		1,787,134	30,700	1,817,834
	2 県補助金	620,110	30,700	650,810
16 財産収入		144,715	686	145,401
	1 財産運用収入	108,884	28	108,912
	2 財産売払収入	35,831	658	36,489
18 繰入金		2,583,833	159,784	2,743,617
	1 繰入金	2,583,833	159,784	2,743,617
19 繰越金		533,183	1,652,511	2,185,694
	1 繰越金	533,183	1,652,511	2,185,694
20 諸収入		356,268	25,547	381,815
	2 市預金利子	1,600	△1,200	400
	3 貸付金元利収入	91,338	5,580	96,918
	4 受託事業収入	62,838	50	62,888
	5 雑入	192,492	21,117	213,609
21 市債		4,560,900	38,824	4,599,724
	1 市債	4,560,900	38,824	4,599,724
歳入合計		31,438,186	2,295,987	33,734,173

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,747,055	58,129	7,805,184
	1 総務管理費	7,136,593	50,157	7,186,750
	2 徴税費	361,572	7,972	369,544
3 民生費		10,044,523	9,685	10,054,208
	1 社会福祉費	5,292,414	△2,120	5,290,294
	2 児童福祉費	3,512,170	11,703	3,523,873
	3 生活保護費	1,221,071	102	1,221,173
4 衛生費		2,611,085	656	2,611,741
	1 保健衛生費	955,012	△10,462	944,550
	4 上水道費	741,849	11,118	752,967
6 農林水産業費		540,885	30,839	571,724
	1 農業費	263,147	19,549	282,696
	2 林業費	277,738	11,290	289,028
7 商工費		552,027	31,903	583,930
	1 商工費	552,027	31,903	583,930
8 土木費		2,702,992	3,260	2,706,252
	2 道路橋りょう費	1,356,181	2,365	1,358,546
	5 住宅費	116,956	895	117,851
9 消防費		1,100,975	3,710	1,104,685
	1 消防費	1,100,975	3,710	1,104,685
10 教育費		2,390,252	36,505	2,426,757
	1 教育総務費	379,555	14,239	393,794
	2 小学校費	589,316	3,024	592,340
	4 幼稚園費	205,160	1,174	206,334
	5 社会教育費	476,098	12,773	488,871
	6 保健体育費	499,410	5,295	504,705
13 諸支出金		307,350	1,850,000	2,157,350
	1 基金費	307,350	1,850,000	2,157,350
14 予備費		86,509	271,300	357,809
	1 予備費	86,509	271,300	357,809
歳 出 合 計		31,438,186	2,295,987	33,734,173

第 2 表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名
2 総務費	1 総務管理費	市役所本庁舎等建設事業 ( 本 体 工 事 )

(単位：千円)

補 正 前			補 正 後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
6,168,373	平成26年度	347,400	6,197,722	平成26年度	347,400
	平成27年度	1,360,330		平成27年度	1,360,330
	平成28年度	4,460,643		平成28年度	4,489,992

第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
5 森林管理道整備事業費	90,400	普通貸借又は は証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
6 地方道路整備事業費	639,600		
11 臨時財政対策債	1,000,000		
12 ふるさと集落生活圏形成推進事業費	0		
13 防災情報通信システム整備事業費	0		
14 観光施設整備事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	95,200	補正前に同じ。		
	641,800			
	989,324			
	11,600			
	11,900			
	19,000			

余 白



議案第76号

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,698,516千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,060千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,888,857	△48,336	1,840,521
	1 国庫負担金	1,420,130	△49,956	1,370,174
	2 国庫補助金	468,727	1,620	470,347
5 前期高齢者交付金		1,930,555	△28,769	1,901,786
	1 前期高齢者交付金	1,930,555	△28,769	1,901,786
9 繰入金		719,564	489	720,053
	1 他会計繰入金	719,563	489	720,052
10 繰越金		80,001	62,240	142,241
	1 繰越金	80,001	62,240	142,241
歳入合計		8,712,892	△14,376	8,698,516

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		96,292	2,109	98,401
	1 総務管理費	91,882	2,109	93,991
3 後期高齢者支援金等		1,024,178	△58,153	966,025
	1 後期高齢者支援金等	1,024,178	△58,153	966,025
4 前期高齢者納付金等		525	157	682
	1 前期高齢者納付金等	525	157	682
6 介護納付金		411,260	△37,577	373,683
	1 介護納付金	411,260	△37,577	373,683
8 保健事業費		87,716	△77	87,639
	1 特定健康診査等事業費	46,856	△77	46,779
10 諸支出金		27,202	14,040	41,242
	2 繰出金	21,001	14,040	35,041
11 予備費		13,737	65,125	78,862
	1 予備費	13,737	65,125	78,862
歳 出 合 計		8,712,892	△14,376	8,698,516

## 3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		7,828	644	8,472
	1 県補助金	7,828	644	8,472
4 繰入金		55,293	△26,394	28,899
	1 他会計繰入金	55,293	△26,394	28,899
5 繰越金		5,000	42,250	47,250
	1 繰越金	5,000	42,250	47,250
7 市 債		0	3,500	3,500
	1 市 債	0	3,500	3,500
歳 入 合 計		121,060	20,000	141,060

## 4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		3,000	20,000	23,000
	1 予 備 費	3,000	20,000	23,000
歳 出 合 計		121,060	20,000	141,060

第 2 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法
1 診療施設債	3,500	普通貸借又 は証券発行

(単位：千円)

利 率	償 還 の 方 法
年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第77号

平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742,658千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		600	579	1,179
	1 繰越金	600	579	1,179
歳入合計		742,079	579	742,658

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		603	579	1,182
	1 予備費	603	579	1,182
歳出合計		742,079	579	742,658

議案第78号

平成28年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成28年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,100,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金		1,536,807	1,191	1,537,998
	1 支払基金交付金	1,536,807	1,191	1,537,998
6 繰入金		895,168	168	895,336
	1 一般会計繰入金	895,168	168	895,336
7 繰越金		1	310,069	310,070
	1 繰越金	1	310,069	310,070
歳入合計		5,789,501	311,428	6,100,929

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		20,294	136,948	157,242
	1 基金積立金	20,294	136,948	157,242
5 諸支出金		703	174,480	175,183
	1 償還金及還付加算金	702	94,640	95,342
	2 繰 出 金	1	79,840	79,841
歳 出 合 計		5,789,501	311,428	6,100,929

議案第79号

平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,310,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		206,986	1,430	208,416
	1 繰越金	206,986	1,430	208,416
歳入合計		1,309,112	1,430	1,310,542

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		797,067	10,104	807,171
	1 総務費	416,445	10,104	426,549
3 予備費		41,000	△8,674	32,326
	1 予備費	41,000	△8,674	32,326
歳 出 合 計		1,309,112	1,430	1,310,542



議案第 80 号

平成 28 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 28 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,464 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,436 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		31,048	1,464	32,512
	1 繰越金	31,048	1,464	32,512
歳入合計		160,972	1,464	162,436

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		10,000	1,464	11,464
	1 予 備 費	10,000	1,464	11,464
歳 出 合 計		160,972	1,464	162,436

議案第 8 1 号

平成 2 8 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 2 8 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,425 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 252,737 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		5,755	7,425	13,180
	1 繰越金	5,755	7,425	13,180
歳入合計		245,312	7,425	252,737

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予備費		2,000	7,425	9,425
	1 予備費	2,000	7,425	9,425
歳 出 合 計		245,312	7,425	252,737

議案第 8 2 号

平成 2 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

平成 2 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,252 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,920 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		23,000	1,252	24,252
	1 繰越金	23,000	1,252	24,252
歳入合計		33,668	1,252	34,920



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		13,489	150	13,639
	1 卸売市場費	13,489	150	13,639
2 予備費		20,179	1,102	21,281
	1 予備費	20,179	1,102	21,281
歳出合計		33,668	1,252	34,920

議案第 83 号

平成 28 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 28 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,160 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 210,049 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 6 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		128,405	31,160	159,565
	1 繰越金	128,405	31,160	159,565
歳入合計		178,889	31,160	210,049

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		82,766	4,178	86,944
	1 事業費	82,766	4,178	86,944
2 予備費		96,123	26,982	123,105
	1 予備費	96,123	26,982	123,105
歳 出 合 計		178,889	31,160	210,049

議案第84号

平成28年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 平成28年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度秩父市立病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支		出	
第1款 病院事業費用	3,338,670 千円	12,000 千円	3,350,670 千円
第1項 医業費用	3,275,170 千円	12,000 千円	3,287,170 千円

平成28年9月6日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 85 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名	秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館建設工事（再 1）
請負金額	変更前 金 5, 138, 640, 000 円
	変更後 金 5, 207, 186, 520 円

平成 28 年 9 月 6 日 提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館建設工事（再 1）の請負変更契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 61 号）第 2 条の規定により提出する。